

📌 計画策定の趣旨

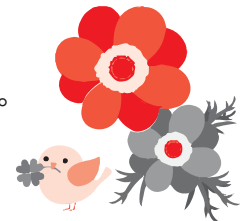
配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪にもなる重大な人権侵害です。DV被害は、家庭内で起こりやすく発見が困難です。そのため潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄い傾向にあり、深刻化しやすい特性があります。

DV防止法では、DVの防止や被害者の自立支援が国や地方公共団体の責務であると明確化され、基本計画の策定を市町村に求めています。

本市においても、従来よりDV対策基本計画を策定しており、人権の尊重や暴力を許さない社会意識の醸成に向けて取り組んできました。この度、計画期間が満了することから、前計画の成果と課題を踏まえた「配偶者等からの暴力対策基本計画（2018～2020）」を策定しました。今後も関係機関と連携し、被害者の保護やDV防止に向けた意識の醸成を目指して啓発活動等の取組を推進していきます。

📌 計画の位置づけ

この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画です。なお、本計画は、国基本方針、県基本計画を踏まえた内容としています。



📌 計画の期間

計画期間は、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3か年計画とします。ただし、DV防止法の改正や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直します。

📌 DVとは

「DV」とは、配偶者等からの身体への暴力やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動のことです。殴る、蹴るといった身体的な暴力のほか、精神的暴力（人格を否定するような暴言等）、性的暴力（嫌がっているのに性行為を強要する等）、経済的暴力（生活費を渡さない等）などの形態があります。離婚後（事実上離婚した場合も含む）や生活の本拠を共にする交際を解消した後も引き続き暴力を受ける場合もDVとなります。

また、本計画の「配偶者等」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」に加え、生活の本拠を共にする交際相手、恋人など親密な関係にある（またはあった）異性間、同性間パートナーも含まれます。なお、男性、女性の別を問いません。

📌 配偶者等からの暴力に関する現状

平成27年に実施した市民意識調査で、「暴力を受けたことがある」、「身近に暴力を受けた当事者がいる」、「身近な人から相談を受けたことがある」と回答した方は、いずれも女性の割合が高くなっています。また、今回の意識調査で「暴力を受けたことがある」と回答した女性は14.7%で、平成23年の13.2%より若干増加しています。

【平成27年市民意識調査】

